

## 小田原市特定空家等判断基準の一部改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市特定空家等判断基準の一部改正
政策等の案の公表の日	令和7年2月3日（月）
意見提出期間	令和7年2月3日（月）から令和7年3月4日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、都市政策課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	3
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

(1) 管理不全空家等及び特定空家等判断基準に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方
1	調査結果票Ⅱ－２「その他の状態」に、「住民からの相談・苦情等の状況」とあるが、必要に応じて住民への聞き取りも行うべきである。	B	特定空家等の判断を行う前に、住民・関係者への聞き取りや、地域説明会等を行っており、現状把握をした上で、評価していくものです。
2	調査結果票Ⅱ－２－イ「建築設備の破損」について、地域での上下水道施設の更新もあるので、水道メーターの確認や、下水接続図の確認を行うべきである。	B	特定空家等の判断を行う前に、水道台帳や使用量、下水道台帳、建築計画概要書などを確認しています。なお、調査では個人が管理している宅地内の配管の損傷状況等について確認します。
3	調査結果票Ⅱ－２－エ「虫の発生」について、ハエや蚊に加え、公衆衛生上の重要性を考慮し、ダニを特筆すべきである。また、「動物の棲みつき」について、ハクビシンを特筆すべきである。	A	本市における調査や相談において、ダニの発生やハクビシンの棲みつきがあることから、実態に応じて「ダニ」及び「ハクビシン」を追加します。
4	空き家住所について不動産登記に加え、住民票を確認すべきである。	B	特定空家等の判断を行う前に、空き家法に基づき不動産登記に加え、空き家所有者等の住民票の確認や、税・福祉の送付先情報等の照会を行うなど、正確な情報の把握に努めています。

5	<p>これまで特定空家等の可能性ありとされた空き家のうち、新たな基準で管理不全空家等となるものは把握しているか。しているならば、どれくらいあるか。</p>	D	<p>厳密には把握していませんが、令和3年度に実施した小田原市空家等実態調査で「適切な管理がされていない」と評価されたもののうち、現存する54件が「管理不全空家等」に該当する可能性のある空家等と考えられます。</p>
---	---	---	--

#### 4 提出意見と関係なく変更した点

文中の細かな字句や図表など、適宜修正しています。